

相模女子大学内部質保証の基本方針

1. 内部質保証の目的

本学の理念、目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動等の諸活動を恒常的に点検評価し、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築し、教育研究に係る適切な水準の維持及びその向上を図る。

2. 組織体制

- 1) 内部質保証の目的を達成するための組織として、全学における内部質保証の推進に責任を負う質保証委員会、自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめる自己点検評価委員会を設置する。
- 2) 質保証委員会は学長を委員長とし、内部質保証システムの運用、自己点検・評価に係る基本方針の策定、点検及び調整、改善の監理、結果の公表について審議する。
- 3) 自己点検評価委員会は副学長（総務担当）を委員長とし、質保証委員会が定めた方針及び計画に基づき、自己点検・評価に係る項目及び実施体制の決定、促進及び啓発、結果のとりまとめ等を審議する。

3. 運用プロセス

- 1) 自己点検・評価は、毎年度、学部・学科、大学院研究科、各種全学委員会及び各事務部門（各機関）を単位として実施し、自己点検評価委員会は、自己点検・評価結果を基に点検評価報告書を作成し、質保証委員会に報告する。
- 2) 質保証委員会は、提出された点検評価報告書が内部質保証の基本方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については、学長室会議で意見を聴取したのち大学評議会に報告する。また、改善が必要であると判断した場合は、各機関に対し期限を定めた上で、改善を行うよう指示し、各機関はその状況を報告する。
- 3) 質保証委員会は、各機関の改善結果とともに、指示に基づいた改善活動が行われたかを検証の上、当該年度の自己点検・評価及び改善の結果の総括並びに関係報告書等の公表についての意見を添えて、大学評議会に対し報告を行う。また、質保証委員会は、点検評価報告書及び公表が必要であると判断した情報を速やかに公表する。
- 4) 内部質保証の適切性については、学外者の評価を受けるものとする。

以 上